

特定間伐等促進計画・美しい森林づくり基盤整備交付金 Q&A (未定稿)

平成20年8月
林野庁整備課

※ 用語について

- ・ 特定間伐等促進計画 → 「促進計画」
- ・ 都道府県で定める基本方針 → 「基本方針」
- ・ 美しい森林づくり基盤整備交付金 → 「法定交付金」
- ・ 美しい森林づくり基盤整備交付金事業 → 「法定交付金事業」
- ・ 美しい森林づくり基盤整備交付金事業計画 → 「事業計画」
- ・ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の運用のガイドライン → 「ガイドライン」

1 「促進計画」関係

(1) 計画の内容等

- ① 市町村の促進計画に記載する「間伐」に除伐を含めてよいか。 **含めてください。**

不用木の除去、不良木の淘汰が対象となりますので、間伐の欄に記載することは可能です。

- ② 路網は促進計画に図示する必要はあるか。

図面は5万分の1ですので図示は可能です
また、凡例も付けてください
道有林と一般民有林は別業も可です

可能な限り図示することが望ましい。図面の縮尺により図示が困難な場合は、番号を表示するなど工夫して対応してください。

- ③ 促進計画の実施主体について、選定基準はあるか。

P7の⑤にも回答があります

法定交付金の対象事業としては、特に選定基準はありません。従来の国庫補助事業においても、補助要件に合致（特定非営利活動法人等、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者、5戸以上または10ha以上の受託者など）すれば、従来の森林組合以外の林業事業体や新たな事業体（建設業など）も実施主体になることができます。

- ④ 市町村による「促進計画」の策定の中で、「※追加的に実施される間伐等を対象」とあるがその追加とは何か。

計画には全ての間伐等と植栽を入れてください

パンフレットに記載している「追加的に実施される間伐等を対象」とは、起債に関する内容であり、「促進計画」に記載する間伐等については、追加的な間伐に限定するものではありません。

- ⑤ 広葉樹林の間伐は促進計画の対象となるのか。又、枝打ちはどうか。鹿の食害防止対策を入れてよいのか。

天然改良は対象外

広葉樹林（天然林を含む）についても、間伐等により育成林（天然林）として整備する場合は対象となります。枝打ちについては、間伐と一体的（同時期）に実施する



特定間伐等促進計画とは、何ですか。

Point ここがポイント

間伐等促進法は、京都議定書の第一約束期間における森林吸収量の目標を達成するため、平成24年度までの間に、特定間伐等(※)の取組を強力に促進することを目的とした法律です。

※「特定間伐等」とは、平成24年度までの間に実施する間伐又は造林です(法律第2条第1項)。

法律に基づき、農林水産大臣は、特定間伐等の促進に関する「基本指針」を定め、都道府県知事は、「基本指針」に即して「基本方針」を定めます。

市町村は、「基本方針」に即し、その区域における特定間伐等の促進に関する「特定間伐等促進計画」を作成します。

特定間伐等促進計画を作ると、こんな利点があります。
ぜひ作りましょう!



森林整備事業における優遇措置

計画に基づき間伐等を実施する場合、森林施業計画を作成した場合と同水準の助成(森林整備事業)を行うとともに、事業主体は、森林組合以外の林業事業体を含め幅広く設定できます。

新たな交付金の交付 (美しい森林づくり基盤整備交付金)

農林水産大臣に対し計画を提出した市町村は、国から直接交付する交付金の対象となります。従来、市町村が実施してきた独自の取組について、この交付金を活用することにより、工夫次第で、負担の軽減、事業量の増加を図ることができます。

地方債の特例

計画に基づく間伐等に要する経費(上記2つの国の補助事業に対する地方公共団体の負担分)について、地方債の対象となり、また、その元利償還金の3割については、交付税で措置することができます。これにより、国の補助事業に対する都道府県や市町村の負担が軽減・平準化され、事業が実施しやすくなります。

伐採届出の特例

計画に位置づけられた実施主体が実施する間伐等については、森林法により義務づけられている事前の伐採届出が不要となります。